

令和5年度
復興庁行政事業レビュー
公開プロセス
議 事 録

復興庁予算会計企画班

令和5年度
復興庁行政事業レビュー
公開プロセス
議 事 次 第

日 時 令和5年6月9日（金）14：00～16：20

場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

- 1 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等（内閣府）
- 2 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（経済産業省）

○森田審議官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和5年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます復興庁審議官の森田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、小島敏文復興副大臣より御挨拶申し上げます。

○小島副大臣 皆さん、こんにちは。復興副大臣の小島敏文でございます。

本日は、令和5年度復興庁行政事業レビュー公開プロセスに御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

一言御挨拶申し上げます。

発災から12年がたちまして、地震・津波被災地域におきましては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了しておりますけれども、復興の総仕上げの段階にあると考えております。一方で、原子力災害被災地域におきましては、今後も中長期的な対応が必要となっております。復興庁としましては、現場主義を徹底いたしまして、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、6月2日に、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の皆様の生活の再建を目指すための福島復興再生特別措置法改正案が成立いたしました。帰還の御意向を頂いている住民の方々全員の一日も早い帰還を目指しておりますけれども、復興庁としましては、全力でこのことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日実施いたします公開プロセスは、翌年度の概算要求に向けて、外部有識者委員の皆様に御協力いただきまして、公開の場で事業の点検を行うものでございます。復興のための財源として国民の皆様には復興増税という形で御負担をお願いしているものでありますが、そのため、復興事業をより一層効率的に、また効果的に実施していく必要があると考えているところでございます。

今回の公開プロセスの対象となる2つの事業は、共に過去の公開プロセスにおいても一度点検を行ったところでございますけれども、いずれの事業も比較的規模が大きく、また、事業に改善の余地があるために今回選ばれたと認識いたしております。外部有識者委員の皆様のこれまでの御経験、御見識に基づき、アドバイスいただき、事業の改善につなげたいと考えております。

また、皆様には、先々週、5月26日も福島に現地視察いただいたというふうに聞いております。心からお礼を申し上げたいと思う次第でございます。本日の公開プロセスにおいても、客観的、専門的な観点から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○森田審議官 ありがとうございます。

ここで改めて本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。

政府は毎年「行政事業レビュー」として、事業に係る予算の執行状況を把握、公表し、

事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。

公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるもので、公開の場で外部有識者委員と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。

なお、本日の公開プロセスの様子は、インターネット(YouTube)で中継、アーカイブスも残すこととしております。視聴者に音声を届ける関係上、発言の際は必ずマイクをオンにして御発言いただくようお願いいたします。

続きまして、外部有識者委員の皆様を御紹介させていただきます。

復興庁で選任させていただきました外部有識者委員でございます。

名古屋商科大学ビジネススクール教授、阿部博友委員。

公認会計士・税理士坂本邦夫事務所、坂本邦夫委員。

慶應義塾大学法学部教授、吉村典久委員。

阿部委員におかれましては、本日の会議に当たりまして、意見の取りまとめ役をお願いいたしております。

それから、行政改革推進本部事務局で選任させていただいております外部有識者委員、公益財団法人交通協力会常務理事、石堂正信委員。

慶應義塾大学経済学部教授、土居丈朗委員。

以上5名でございます。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、審議に移ってまいります。本日は、2つの事業、1つ目、帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等、2つ目、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、いわゆるグループ補助金、この2つについて御議論いただきたいと思います。お時間の都合上、各事業1時間程度で進めてまいります。冒頭10分以内で各事業の担当者から、インターネット中継を視聴している方にも分かりやすいよう、要点を絞って事業概要等御説明いただきます。その後、外部有識者委員により質疑、議論を頂きます。最後の5分程度で委員より取りまとめコメント案を発表、御議論いただきたいと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、質疑後半にはお手元のコメント用紙を回収させていただきますので、コメント用紙の記載も適宜よろしくようお願いいたします。

それでは、最初の事業でございます「帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等」に移らせていただきます。

まず、事業所管部局である内閣府から事業概要の説明、論点、及び事前にお伝えしている外部有識者委員の関心事項等についての説明を10分程度で簡潔をお願いいたします。

○内閣府担当者 内閣府原子力被災者生活支援チーム、参事官の高砂でございます。本日はどうかよろしくようお願いいたします。

10分と短い時間でございますので、駆け足になりますけれども、資料に基づいて御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、右下2ページ目でございますけれども、まず、この事業の中身でございます。本事業は、帰還困難区域の境界のバリケードの設置及び維持管理、帰還

困難区域への住民等の入退域管理、もう一つは帰還困難区域の将来的な解除に関わる調査、この3つを実施するものということでございます。

根拠でございますけれども、3つ目の丸のところに書いておりますが、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定に基づきまして、バリケードといった物理的な防護措置を実施するとともに、住民の意向に配慮した形でスクリーニングを確実に実施し、住民の立入りをスムーズに実施するということが求められているものでございます。

必要性といたしまして、バリケードの設置については、張り替え等の作業により一定程度の人の作業が必要になるため、委託事業としての事業が必要というふうに考えております。また、スクリーニングの事業でございますけれども、立ち入った住民の放射線防護を確実に実施するため、この事業も一定程度の人員が必要ということでございまして、これも事業として必要というふうに考えております。また、調査・研究事業についても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除するという政府方針の下、必要な調査を実施させていただいておりますので、これもやらせていただく必要がございます。

これらの事業実施に当たりましては、事業実施に支障が生じない範囲で予算執行の効率化を図っているところでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目ですけれども、まず、バリケード事業でございます。バリケードは4種類ございますが、主に②、③、蛇腹タイプかA型単管タイプが多くございます。

おめくりいただきまして、4ページ目でございます。維持管理業務の中身でございますけれども、基本的には、誤った入域を防ぐための措置でございまして、自動車等が容易に進入できる箇所に設置するというものでございます。

設置に当たっての調整でございますが、自治体職員とともに現地調査を複数回実施するとともに、設置場所についても綿密に最終調整させていただきながら、最後、設置を行っていくということでございます。

おめくりいただきまして、5ページ目、住民等の入退域管理業務でございます。入退域管理業務においては、マイカーによる一時立入りがございます。流れを御説明いたしますと、まず、コールセンターに希望日を御連絡いただきます。その後、受付手続、これは実際にスクリーニング場に来ていただきまして、通行証の手渡し等を行います。その中で、実際に入っていただくゲートに行ったときには通行証の確認を受けた上で帰還困難区域に入域していただきます。立入り終了後、出てくるときもこの同じ手続をやっていただいた上でスクリーニング場にお戻りいただきまして、最終的に線量の計測をさせていただき、いわゆるスクリーニングをさせていただくということになっております。

人員体制でございますけれども、1つの例でございますが、新夜ノ森スクリーニング場においては1日21名体制で実施させていただいております。

おめくりいただきまして、6ページ目でございます。マイカー立入りに加えまして、交通弱者に対するバスによる一時立入りも実施させていただいております。この実施につい

ては、避難先から送迎バスで中継基地、いわゆるスクリーニング場のほうに来ていただきまして、そこから自宅周辺まで送迎させていただくという事業でございます。年間18日間の実施でございます。ただ、繁忙期になりますとマイカー立入りが非常に多いため、お盆、お彼岸には実施していないということでございます。

おめくりいただきまして、7ページ目でございます。入退城管理業務の具体でございますけれども、まず、受付時、帰還困難区域は通信等が大分回復されてまいりましたが、一部入らないところがございますので、トランシーバーを渡したり、あるいは線量の高い部分が一部あつたりしますので、タイベックスーツみたいな防護服も一応お渡しいたします。あと、個人線量計の貸出し、こういったものを一式で貸し出しまして、あと、通行証をお渡しいたしまして、受付をさせていただきます。

帰りのとき、退城時と同じ形で回収させていただきますけれども、退城のときには要望なども伺う形にしております。バリケードの状況や住民の皆様がお気づきになることもございますので、要望みたいなものも聴取させていただく形になっています。退城の際、スクリーニング除染をさせていただきます。表面汚染検査を実施した上で、実際に規定値を上回った場合、除染あるいは高圧洗浄機での流しをさせていただくということになっております。最近は上限値を超えるケースはあまり出ておりませんが、万が一出た場合の措置もしっかりさせていただく形になっております。

おめくりいただきまして、8ページ目でございます。入退城管理業務でございますけれども、令和4年度までは7か所のスクリーニング場で運営させていただいておりました。帰還困難区域が広い範囲にわたっておりまして、各町の避難住民の皆さんの利便性等を考慮して7か所にしておりました。今年から合理化を図りまして、5か所に集約させていただいておるところでございます。

おめくりいただきまして、9ページ目、調査・研究事業でございます。1点目、これは、土地活用スキームというスキームをやるに当たって効果実証事業をさせていただいたものがございます。特定の自治体をモデル実証自治体といたしまして、線量低減措置等を実施させていただきました。しっかりとこの調査の中で効果があるものとして認められましたので、これに基づきまして、令和5年5月1日、拠点区域外で初めて、長泥曲田地区というところがございますが、避難指示解除を行うことができました。こういう調査の下に成り立っているということでございます。

おめくりいただきまして、10ページ目、調査・研究成果、2点目でございます。これは、除染検証委員会でも説明で使っているものがございますけれども、帰還困難区域で舞い上がるダストについて線量を計測するものがございます。これは帰還住民にとっても大変貴重なデータとなっております、解除を判断するための基になる資料としても活用させていただいているところがございます。③につきましては、デジタルサイネージの形で、実際に帰還された後、住民の方が歩く場合の線量のシミュレーションができるようなシステムを構築させていただいております。浪江町の除染検証委員会ではこういったものはしっ

かりやってくださいという指示を受けておりますので、引き続きこの事業についても進めさせていただきます予定でございます。

おめくりいただきまして、11ページ目以降でございますけれども、これまでの指摘事項に対するものでございます。前回、平成28年の指摘については一者応札に関するものが大きく指摘を受けました。

おめくりいただきまして、12ページ目でございます。一者応札解消につきましては、これまで入札公告期間の早期化、公告期間の長期化、政府電子調達、ホームページでの市場価格調査、資格要件は必要としない旨の公報、事業者への声かえ等をさせていただいたところでございます。この結果、1者から2者に応札がバリエード業務では増えましたけれども、スクリーニング場については、入札企業は残念ながら増やすことができませんでした。

13ページ目でございます。増やせなかった理由もいろいろあるのですが、体制がなかなか整えられないということを私ども認識しております。閑散期の業務体制の縮小についても今回御指摘を頂戴いたしました。これについては今の運用では繁忙期と閑散期であまり変えてはおりませんが、これも一応理由がございまして、浜通りはまだまだ帰還されている方が少ないこともございまして、人数が集まらないということや、数値的なデータも、保安業、建設業においては有効求人倍率が4倍から5倍ということでございまして、なかなか集まりにくいことになっております。これについてもなるべく工夫して集めるようにしたいと思っておりますけれども、事情は御理解いただければ幸いです。

おめくりいただきまして、14ページ目でございます。対象者減少による業務体制の縮小について今回御指摘を頂戴いたしております。一言で申し上げますと、非常に混む時期もございまして、お盆やお彼岸、こういったときは混みますので、また、スクリーニング場の運営時間も労務管理の観点上、9時から16時と制限させていただいている関係上、体制を縮小するのがこれまでは難しかったということがございます。この事情についても御理解いただけると大変ありがたいと思っております。

おめくりいただきまして、15ページ目でございます。ただ、そうはいつでも、先ほど副大臣からもございましたけれども、特定復興再生拠点区域の解除で対象人数は今年から減少ということもありまして、これをどういうふうに考えて合理的にしていくかというのは私どもの課題だと思っております、それはしっかりやっていきたいと思っております。

16ページ目でございます。御指摘の点、頂いております。入域管理業務の効率化、データの収集・分析は視察の際にも先生方から御指摘を頂戴いたしました。これもやれる範囲でしっかりやりたいと思っております。ただ、過去数年分になりますと膨大な作業になりますので、1～2年は遡ってしっかり分析した上で今後の要求時の効率化に向けていきたいと思っております。

費用につきましても、体制の見直しの検討をすべきだという御指摘を頂戴いたしました。これも可能な範囲で、さっき21名体制と紹介させていただきましたけれども、しっかり精

査した上で減少させる人数を出しまして、なるべく縮減した上で令和6年度要求につなげさせていただきたいと思っております。

一者応札のところでございますけれども、本業務を引き受ける事業者が、いろいろなどころでの再開発事業もあるため、減少していることは事実でございます。そうはいつても、それなりの規模の事業でございますので、私どものほうからも事業者としっかり打合せしながら、いざというときに請けていただけるような形では何とかしたいと思っております。なるべく合理化、効率化して、事業運営を継続させていただきますようお願い申し上げます、私の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○森田審議官 ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。これまでの説明を受けて御質問等のある委員はマイクをオンにして御発言をお願いいたします。土居先生、お願いします。

○土居委員 御説明どうもありがとうございました。

内閣府から提出された資料の16ページの「今後の対応」というところで入域管理業務についての効率化を進めていただくということで、御検討いただけるということについては前向きな回答であるということで評価したいと思えます。

もちろん、データを無駄にたくさん集めて分析しても仕方がないというのはよく分かりますけれども、より集中的に分析する。しかも内閣府の資料の15ページにありますように、確かに帰還困難区域、避難指示区域にいらっしゃる住民の方の人数が解除されたがゆえに少なくなっているということですから、今までは帰還困難区域だったからスクリーニング場で入退城の手続きを取って御自宅とかに戻られた方は、今、既に避難指示が解除されているということであれば、そこの方々の入退城の情報を分析する必要はほとんどない。むしろ帰還困難区域にお住まいの方で引き続き入退城の管理が必要な方というところを中心に、どのぐらいの頻度でどういうタイミングで、何人ぐらいの方が来られるのかというデータを、個人情報はもちろん保護しながら、必要なデータとして分析していくことを通じて、まさにEBPMというのが行政事業レビューでもこれから重要なこととして再認識されている中で、データをエビデンスとして今後の入域管理業務に生かしていただくということは十分に考えられるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○内閣府担当者 土居先生、ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、過去1～2年分ぐらい遡りまして、御指摘の、これまで入域された方で引き続き帰還困難区域に居住されていて、そこに入域している方の人数、頻度、どこまでできるか分かりませんが、なるべく分析して、多くはならないはずなので、それもはっきりさせていただいて、それを反映した形で予算要求していくという形でさせていただければと思っております。

○森田審議官 石堂先生、お願いします。

○石堂委員 御説明どうもありがとうございました。

この事業は、今まで公開プロセスでいろんな事業を見てまいりましたけれども、非常に特殊なのは、事業の対象になっている方々が一方的に被害者であるということだと思います。普通ですと、どこかに効率化の種はないか、どこかに経費節減のネタはないかといった感じなのですが、そういう観点から、ぎりぎりという感じとはちょっと違うだろうと思っております。被害者の方が今この対応で受けているレベルが落ちない範囲の中でどう考えるかということだと、そういう意味では、今、土居先生からの質問へのお答えにもありましたけれども、まず事実を把握しなければ駄目だということがあると思います。

13ページにコールセンターとスクリーニング場の運営がありますけれども、コールセンターのところも別な資料では繁忙期にはたしか月間1000件以上電話が来る。閑散期になると600件くらいだという数字があったと思います。確かに数字を見ると結構大きいなと思いますけれども、これは日別で割り算して、なおかつ10時間コールセンターがやっていると考えれば、そんな大きい件数ではないという感じも受けます。要するに、今、言っている10席とか5席というオペレーターの数が合理的かどうか、というのは、これまでだんだん入域人数が減ってきていることであれば、その辺は今後データの分析を加味して十分検討していただく余地があるのではないかと。

もう一つ、電話のほうは、公的な感じで入ってくる、入域される方が結構な数おられる。これは業務で入ってくるということでしょうから、組織対組織で考えれば、常識的にはメールでやり取りするといいますか、電話を待っていて受けるという必要性はないのではないかと感じます。最初のときは電話が来るかもしれませんが、次回から入るときには、この様式に必要事項を書いてメール添付でもいいし、メールそのものでもいいですから送ってくれと、そうすると電話の入り具合の繁閑を見て、まとめてそれに対する返信を入れればいいということで、電話業務に対する軽減効果が相当あるのではないかと気がします。そんなことが気になりました。

もう一つのスクリーニング場のほうは、現地で見ている思ったのが、全部手作業だなという感じなのです。手作業といったときに、今の時代からいくと、それこそIT化みたいなことを考えたくりますが、これは扱っている規模からいくと、そこまでいかないのではないかと。私、素人なりに考えているのは機械化できるところはないかなと、放射線の問題も、今は車のタイヤと、入った人の靴底、地面についたところが中心、そうであれば、これは素人の勝手な発想ですが、地面に計測器が埋め込んであって、その上を車なり人が歩いたり走ったりすれば、それで計れるというような装置があれば、それで済むのではないかと気がしました。そのほかにも、場内の案内とかも、街にたくさんある駐車場などを見ればいろいろ工夫できるのではないかと思います。そういうところで人の数を減らしていくことができるのではないかと思いますので、そのような御検討をしていただければと思います。

もう一つ、若干嫌みなのですが、スクリーニング場の運営のところでも総括責任者が各スクリーニング場に1人おられる。要するに、管理的な職務をやっている方がずっといる。

恐らく最初のうちは何が起きるか分からないという中で、実務をやる人間だけがいても大変だというのがあったのは事実だと思いますが、10年やってきて、そうそう日常的に異例なことが起きている状況ではないのではないかと感じます。そうすると、こういう役目の方というのは、今、5か所に減らしたというスクリーニング場全体で1人いて、何かあれば連絡するあるいは駆けつけるという方式で十分なのではないかと推測するものです。そういう意味で、サービスのレベルを下げない範囲でどういうふう効率化を図るかということを検討の真ん中に置いてやっていただければいかかかなと思います。

以上です。

○内閣府担当者 石堂先生、ありがとうございました。

コールセンターにつきましては、御指摘も踏まえまして、これは場所を選ばない事業なものですから、オペレーターの工夫とか、分析させていただきたいと思いますので、できる範囲内で効率化させていただこうと思います。

コールセンター業務は、どっちかという住民の皆さん中心で、広域のほうはコールセンターはあまり電話しない状態になっておりますので、元からメールといいますか、こちらを通らない広域の事業者もいらっしゃいます。これはこれで対応できていると思いますので、専ら住民の皆さんとの関係でしっかり対応できるかどうかを吟味させていただきまして、なるべく効率化できるように取り組みたいと思います。

スクリーニング場についても機械化の話もございましたけれども、どっちが高いかというのも、放射線を下で測定する機械をつくるようになりますと、そんなに汎用品ではございませんので、特注でつくらなければいけないという話になります。多分そっちの開発費のほうが高い可能性もございますので、できる事業者がいるか分かりませんが、どれぐらいかかるかも含めまして、調べさせていただきたいと思います。どこまで調べられるか分かりませんが、そういう機械は世の中にはないと思いますので、そういうことで考えております。

あと、総括責任者の話でございますけれども、これも実は意外とクレーム対応といいますか、住民の皆さんに不快な思いをさせた場合に対応させていただくような人だったりしますので、兼務が可能かどうかも含めて、しっかり吟味させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石堂委員 ありがとうございます。

最後のほうも、まさしく最近そういう発生がどのくらいあったかというような客観的な事実に基づいて判断いただければと思います。よろしくお願いします。

○内閣府担当者 承知しました。ありがとうございます。

○森田審議官 まず、阿部先生、お願いします。

○阿部委員 説明ありがとうございました。

資料の12ページの一者応札の解消への取組に関して、平成29年度から取り組まれてきた改善策が記載してあり、これまでに競争性を持つ入札に向けての努力されてきたことは理

解できました。

その結果、バリケード維持管理業務に関しては、辛うじて競争性が維持できていますが、スクリーニング場の運営等業務に関しては依然1者のみという現状に照らすと、これは本業務の態様からしても1者入札が今後続くと考えるべきと理解します。

そこで、16ページの「今後の対応」に書いていただいた入札金額の妥当性の検証について、「引き続き特定の企業に有利となること」にならないように努力する、あるいは「不必要に高額な落札価格とならないよう」というように記載していただいているのですが、業務の明細に関しては、毎年同じ業務であれば入札の仕訳項目も大体決まってくることもあり、新しい項目があるとかないとか、あるいは項目ごとに年ごとの価格の変化、それらが妥当な金額であるのか、あるいは毎年の反復受注によってセーブできる作業内容はないのかなど、十分精査が必要と考えます。そういう観点から入札金額を十分に精査していただくことで、「不必要に高額な価格にならない」ように注意するに止まらず、入札価格が合理的な金額であることを保証できるように、入札価格に関する精査を今後も行っていただきたいと考えています。

以上です。

○内閣府担当者 阿部先生、ありがとうございました。

御指摘を踏まえまして、しっかりとそのような形になるように検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○森田審議官 土居先生、お願いします。

○土居委員 今の点に関してなのですが、確かになかなか一者応札の状況を変えにくいということかもしれませんが、実際落札しているのは東京パワーテクノロジー株式会社という、東京電力ホールディングスの100%子会社という企業がずっと一者応札になっているというわけです。もちろんその従業員は悪くないわけですが、やはり会社として、もともと東京電力の原子力発電所の事故によって起こったことであり、その100%子会社の東京パワーテクノロジー株式会社が応札していて、かつ、その現場の総括責任者は東京パワーテクノロジー株式会社の方なのだけれども、再委託していらっしゃる。スクリーニングとかを実際になさる方は再委託したところでお勤めいただいているということが現地調査に行ったら分かりました。現地調査させていただきまして、現地調査の準備のために御尽力いただいた皆様には感謝申し上げます。ただ、一者応札であっても非常に献身的に事業を進めてくださっているのだとはなかなか素直に言えないような、いろいろなわくがついているということがあるので、一者応札自体に根本的に改めるような仕組みをつくりにくいということであれば、もともとがこの事業は原発事故に端を発したことも踏まえながら、公正な価格で事業を営んでいただくということには努めていただきたいと思えます。

○内閣府担当者 土居先生、ありがとうございました。

東京パワーテクノロジーは御指摘のとおりでございます。一応、民間企業でございます

ので、無理強いみたいなことはできないわけですが、まさに私ども、先ほどから効率化という話をさせていただいていますが、それがしっかりできるかどうかということが大事なことだと思っております。効率化した上で今の会社がしっかり請けられるかどうかということかと思っております。談合みたくなくてもいけないのであれですけれども、阿部先生からもあったように、合理的な金額で事業ができるような形に工夫をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、無理強い民間企業ですのでなかなか難しいと思っておりますが、合理的な金額でちゃんと事業ができるように私たちのほうも効率化させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○森田審議官 吉村先生、お願いします。

○吉村委員 配付資料の16ページのスクリーニング業務の費用の改善あるいは効率化についての方向性をお示しいただきまして、大変ありがとうございます。スクリーニング業務の効率化は、石堂先生がおっしゃったとおり、やはり人に頼っているのを何とか機械化できないかということだと思っております。

例えば配付資料の14ページの図記載の数値を見てみると、非常に大ざっぱなもので正しいかどうかよく分かりませんが、スクリーニング運営の費用と受付業務にかかる費用を合計したものをコントロールした車両の数で割れば1台当たりの費用が出るわけですが、一番スクリーニングの数が多かった平成26年度では1台当たり9万9421円でやっていたところが、令和4年度になりますと、1台当たり24万1267円という数値になってしまいます。これは物価の上昇率あるいは賃金の上昇率を考えたとしても、2.5倍ぐらいの増加ですので、かなり異常な数値のように見えます。その原因は恐らく人に頼っているからだと思うわけでありまして、効率化という側面はどうしても、人員削減とは言いませんが、人員配置の効率化、これが不可欠だと思っております。

そのためには、先ほど石堂先生がおっしゃいました機械化、マットを敷いてそこで放射線を計測できるというような装置、これも一から開発するのだったら、おっしゃるとおり莫大な開発費用がかかると思いますが、ほかのそういう行政事業でやっているものもあるかもしれません。そういうところを利用するというところで効率化を図る。環境省あたりでやっているのかもしれませんが、そういうことをやるということが必要なのではないのでしょうか。あるいは、今、政府をあげて促進されているマイナカードを使って入域管理をより効率化するというようなやり方も当然考えられるわけです。どうしても人に頼る限り人件費の抑制は難しいと思っておりますので、そこを効率化できないかという質問を投げかけたいと思っております。

○内閣府担当者 ありがとうございます。

御指摘のとおり、単価は入域する方が減っているので上がってしまっているのは事実だと思いますが、その中でどれだけ効率化できるかというのをこれからやっていきたいと思っております。機械化、マイナンバーカードみたいなものが使えるかどうかというのは併せて検討させていただきたいと思っておりますが、マイナンバーカードだとハードルが高いと思ってい

るのは、情報管理の厳しさが跳ね上がります。そこにいる人たちにかかる義務が非常に大きくなると思っておりますので、どこまでできるかというのがございます。ただ、マイナンバーカードではない形で何かできるのかどうかということも含めて、しっかり検討はさせていただきたいと思っております。

機械についても、探してはみたいと思っておりますが、環境省さんがやっている除染業務とか、線量に関わるものとしては除染業務だと思っておりますけれども、測定は多分、普通の線量計でやっておられると思っております。そういう車両の下を計るようなのは多分ないと思うので、これも、例えだと思っておりますので、何か効率化できるようなアイデアが出れば、させていただくような形で考えさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○森田審議官 続けて、いかがでしょうか。石堂先生。

○石堂委員 この事業は最初に私が申し上げたように非常に特殊性があるものですから、この事業をやった結果、何がどうよくなるのだということは非常に難しく、レビューシートに出ていたものも、この数字では効果とは考えられないという感じになっていて、ではどうすればいいのだろうというのも、あまり妙案もないのですけれども、要は、入域された方がその手をあまり煩わしく感じずに、安全にまた退出していくということをどう確保できたかということ、何か数値化するしかないのではないかと思いますので、その辺はひとつよろしく御検討いただきたいと思います。

○内閣府担当者 ありがとうございます。

私どもの中でも、おっしゃるとおり、入域する人を増やしたいわけではなくて、減らしたいわけでもないということでございまして、まさに先生御指摘のようなところも一つ私どもの目標になっておりますので、これも含めまして、次の要求時にしっかり反映できるように考えたいと思っております。ありがとうございます。

○森田審議官 ほかにございましたら、よろしく願いいたします。阿部先生。

○阿部委員 頂いた資料の9ページに調査・研究成果について記載していただいております。本事業における調査・研究のデータというものは非常に貴重な価値があると思っておりますし、そういったものが帰宅される方々の安心・安全に活用されるというのはとても大事なことだと思っております。

一方で、調査・研究のデータの活用という観点から考えると、事業者、自治体の検討に活用されている、あるいは受託事業者が論文として発表している、これは活用の一形態だと思いますが、国民にとって分かりやすい形で可能な限り調査・研究の成果を発信していただくと、国民にとっても分かりやすい事業内容になるのではないかと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○内閣府担当者 阿部先生、ありがとうございます。

公表の仕方等、今後しっかり工夫させていただいて、実は②、③については、今でも実際使っております、役場にもサイネージを置いたりしております。したがって、そういう形が目に分かるように公表させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○森田審議官 まだ質疑の時間はございますが、そろそろお手元のコメントへの記入をお願いいたします。10分後をめどに全てを回収させていただきたいと思います。

引き続きまして、御意見等あればぜひともお願いいたします。石堂先生。

○石堂委員 時間があるようですので。一者応札の関係、いろいろな難しさがあるのは分かったのですが、このペーパーにもありましたように、ほかに業者はいないか、その地域だけでなくどこからでも可能だと思うので、それにまず重点を置いてやっていただく必要があるのではないかと思います。

平成28年度ですか、このときの指摘も、例えば分割してみたらとか、いろいろ書いてあります。調達で改善というと、大体、規模のメリットを出すほうが優先するのですが、大き過ぎるがゆえに、これでは丸々では請けられないということで業者が全部そっぽ向くケースもありますから、もしかしたら、分け方は難しいとは思いますが、小さくすることによって業者が来るケースもありますし、それによってトータルが、前より安くなる保証はないのですが、そういういろんなことをやってみて、たくさんの業者の関心を醸成していくということも必要な場面があると思います。事前に御説明いただいたときにちょっと申し上げたかと思いますが、平成28年度のときに、なぜ一者応札なのか、原因を究めて、それで対策を講じなさいといったところが、やはり業者がそもそもいないからというところ、あまり細かい分析まで入ってなかったのではないかと、ちょっと疑いを持つものだから、諦めずに基本的なところからやっていただくことがよろしいかと思いますので、よろしくをお願いします。

○内閣府担当者 ありがとうございます。

この業務、当初、帰還困難区域は平成23年当時線量も高かったということもございます。したがって、手を挙げていただける事業者はなかなかいなかったわけです。その中でやっていた事業者がいらっしゃって、今に至っているわけですがけれども、確かに状況は変わってきていますし、どういう形でやるのが、国民の皆様の税金を使わせていただいている以上、効率化できるのかというのは、私どもの中でしっかり考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○森田審議官 引き続き、質疑を続けてまいります。コメント記入が終わりました先生方、両端に復興庁の職員がおりますので、合図いただければと思います。

土居先生、お願いいたします。

○土居委員 今の石堂先生の御質問というか、コメントと関連するところで、先ほど私も申し上げたわけですが、今、一者応札で、それでいて再委託されている。その辺りの業務の構造を内閣府としてはきちんと把握しておられるということなのか、それとも落札した以上はお任せという形にしていらっしゃるのかということはどうなっているのでしょうか。

○内閣府担当者 再委託の部分は、私どもが問題にしている、人を集めてくるところでございまして、例えばゼネコン、鹿島建設にやっていただいておりますが、その部分、一部、

人についてはアルソックにお願いするというので、そういう企業にお願いして何とかこの地域で働いてもらう人を確保するというような、再委託という形になっていることが多いです。したがって、業務を細かく分けて細分化しているわけではなくて、どちらかという人件費が多い業務なものですから、人集めに再委託、高度に専門的な人集めについては知見がある警備会社というところをお願いする、今回の業務の中の再委託部分についてはそういうことになっております。

○土居委員 ありがとうございます。

そういたしますと、必ずしも東京パワーテクノロジーでなければ駄目だという必然性も少しはそこで薄らぐというのでしょうか、つまり再委託関係をきちんと構築できる会社があれば、もちろん、ないから一者応札なのだろうと思いますが、この業務はこの会社に再委託し、あの業務はこの会社に再委託するという業務構造の構築がきちんとできる会社が別であれば、再委託される側はそれはそれとして、人をきちんと確保しておられる。つまり、応札するためには、まず人を確保することがきちんと担保されていないと入札に入れないというところまで、がちがちに入札段階で固めているというわけではなくて、再委託先の会社に人員を確保してもらえというある程度のめどさえあれば入札に参加できるというような持っていき方、そういうことも今のお話を伺っていると、物は考えようではありませんが、できるような気がしました。

つまり、人件費がそれなりのウエートを占めているというのは、私も現地に参って、そのとおりだと思いますが、逆に言うと、その部分が再委託になっているということだとすると、それぞれの会社が得意分野で人材を集めて、既にそういう人材確保をなさっておられる会社が再委託先としてあって、それを落札した会社が再委託しているという構図でこのスクリーニング業務をなさっておられるということだとすれば、ほかの会社でも、契約の設計次第ではありますが、もしそれに対してやる気を持っていただける会社が出てくるとすれば、もう一者、別の会社が入札に参加してくることもあったりするのかなと思ったというところで、工夫の余地があるのかなと思います。

○内閣府担当者 分かりました。多分これは仕様の書き方とか、こういうところだと思いますので、それも含めまして、今年の事業は始まっていますので、来年度事業を要求させていただいて、予算のタイミングを見ながら入札させていただくのですが、そのタイミングで仕様の書き方もしっかり考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○森田審議官 そろそろコメントの回収も終わりにしたいと思いますが、引き続き、御意見等ございましたら、お願いいたします。阿部先生。

○阿部委員 7ページに記載していただいている部分ですが、住民等の入退城管理業務というのは、利用者の方々にとっては、我々が経験したことがないような、困難を抱えた人たちであり、また年配の方が多いのではないかと思います。今後も、そういう人たちに配慮した対応を継続願いたいと思います。

確かに、なるべく全体のコストを下げるために機械化や合理化もある程度は必要だと思

いますが、7ページに書いていただいた貸出品を回収処理する際の要望等の聞き取りの実施という部分は、その意味で非常に重要な対応であると考えておりまして、立ち入る人たちが置かれた状況に寄り添うような形で、事業を今後も継続していただきたいと考えております。

○内閣府担当者 ありがとうございます。

私どもの仕事はまさにそういうところでございますので、この業務も御不便をかけている住民の皆さんに対するものでございますので、なるべく不満が出ないようにやるのはもちろんでございますし、また、別なところの面でも、この事業ではないところでも、私ども原子力被災者生活支援チームでございますので、しっかりと避難住民の皆さんにいろいろな御説明ができるように引き続き取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○森田審議官 ほかに御意見がありましたら、お願いいたします。

それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部委員から御発表をお願いいたします。

○阿部委員 それでは、帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等に関する取りまとめコメント案を読み上げます。

4点ございます。

1点目、帰還困難区域の避難指示解除が進み、入域対象者が減少する中、入域実績の傾向や日中の業務の繁閑を分析するなど、EBPMの発想を取り入れ、その結果を踏まえて、体制整備等を工夫・検討し、事業運営をより効果的・効率的なものとするべく、改善に努めるべき。

2点目、入域者数が減少する中で事業費が高止まりしている現状につき、これまでの業務内容を精査してコスト構造を見直し、また、前回、平成28年度の公開レビュー以降も一者応札が続く状況の改善、契約金額の妥当性・透明性検証などに一層取り組むべき。

3点目、調査・研究等について、その成果が帰還困難区域等における安全・安心確保や業務改善にどのように活用されているのか、国民に分かりやすく発信すべき。

4点目、レビューシートのアウトプット、活動目標、活動指標や、アウトカム、成果目標、成果指標について、本事業によって達成しようとするものは何なのか、より政策効果が測れるような指標を掲げるよう検討すべき。

取りまとめコメント案は以上でございます。

これに関して先生方のほうから御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

御意見等特になければ、先ほどの取りまとめコメント案を本事業に対する結論としたいと思います。内閣府におかれましては、本件を踏まえ、所要の改善をお願いいたします。

○内閣府担当者 承知しました。次年度要求にしっかりと反映させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○森田審議官 ありがとうございます。

帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等の議論につきましては、ここまでとさせていただきます。

次の事業の議論に移らせていただく前に、説明者の入替えに少しお時間を頂戴いたしますので、10分間ほどの休憩を取らせていただきます。次の再開は3時20分ということで少し長めの休憩になりますが、そちらのタイムスケジュールでお願いいたします。

(休 憩)

○森田審議官 それでは、再開させていただきます。

本日、2つ目の事業「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」の議論に移らせていただきます。

まず、事業所管部局である経済産業省から、事業概要の説明、論点及び事前にお伝えしている外部有識者委員の関心事項等についての説明を10分程度でお願いいたします。

○経済産業省担当者 本日は、大変お忙しい中、貴重な機会を頂きまして、本当にありがとうございます。

中小企業庁小規模企業振興課長の杉本と申します。

今回、対象としまして、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、通称グループ補助金について御説明させていただければと思います。事前に論点も頂いておりましたので、そういう論点を踏まえながら資料をまとめております。

まず、お手元の資料の1ページを開けていただきまして、この事業の位置づけのところで、そこに書いています「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」ということを令和3年3月に閣議決定させていただいております。

本事業について取組の内容がまとめられておりまして、まず、(1)の地震・津波被災地域については「中小企業等グループの再建支援については(中略)事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」という形にさせていただいております。(2)の原子力災害被災地域においては、この事業者の関係では「施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する」ということで、グループ補助金は特に施設等の復旧ということになりますが、こういう形で閣議決定では政府の方針としてまとめております。

続きまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。いろいろ概要を書いているのですが、まず、経緯でいうと、グループ補助金ができる前は、私有財産については天災であっても自費による復旧が原則でございました。平成23年3月の東日本大震災で被害が広範囲でありましたし、サプライチェーンが毀損していたこともございまして、日本経済が停滞し得る事態をもたらしたということで、特例的にこのグループ補助金を措置しております。現在も事業を継続しております。

当初は、北海道から栃木県、千葉県までも対象にしておりましたが、現在は岩手県、

宮城県、福島県、3県の地震・津波被災地域と福島県の原子力災害被災地域を対象としております。

目的は、被災地域の経済と雇用を早期に回復することとしております。

事業イメージですけれども、この事業の特徴としましては、複数者でグループをつくっていただく。グループに地域の復興に役立つ復興事業計画をつくっていただきまして、県が認定する。第2段階として、県がグループを認定した上で、中小企業の構成員、個社が施設・設備の復旧のために補助金を申請して、県が交付決定する。第3段階として、交付決定後に復旧工事に着手していただきまして、完了しましたら補助金を支払って、事業を開始する、この3つのステップとなっています。補助率は、国費が2分の1、県が4分の1、残り4分の1を事業者が負担するという形になっております。

続きまして、3ページ目に移っていただきまして、グループの計画を認定する部分と実際に個社に交付するプロセスがありますので、図にまとめております。①、②、③で書いている部分ですけれども、これはグループ事業の計画を認定するプロセスになっています。

まず、①のところで、中小企業等グループが各県で定める公募要件に基づいて復興事業計画をつくる。県に認定申請を出す。認定申請を出しましたら、②の部分になるのですが、県のほうでそれぞれの認定要綱に基づいて、申請のあった復興事業計画について、例えば商工会に所属する方とか第三者による審査会を開催しまして、復興事業計画の内容について審査を行う。その後、③の部分になりますけれども、各県から中小企業等グループに対して復興事業計画の認定をさせていただく。ここが復興事業計画、グループで行う計画の認定のプロセスです。

続いて、復興事業計画の認定後の交付決定の部分ですけれども、④で各者ごとに復興事業計画の認定を受けたグループの事業者が県に対して交付申請書を出す。その後に、⑤で各県は申請内容を取りまとめて、経産省の地域の機関である東北経済産業局に補助金の交付申請を行う。

次に、⑥のプロセスで、東北経済産業局が交付要綱等に基づいて、交付要件に補助内容が合致しているかどうか、交付決定審査会を開催して内容を審査する。

その後、⑦のプロセスになりますけれども、国が県に対して補助金交付決定をしまして、県は事業者に対して補助金交付決定をするというのが基本の流れになっております。

4ページ目に移っていただきまして、論点でも含まれていた部分で、グループ補助金における繰越しや不用の要因についてという論点を頂いております。この部分について、やはり公共工事の遅れや、一部帰還困難区域の避難指示解除の遅れがございまして、当初予定していた年度での交付申請が困難となる場合が多くございます。例えば避難指示解除が出るまで別の市に避難して、そこで事業をしていたのですけれども、待ちに待っていた避難指示解除がされたタイミングで早速事業を開始しようと、ただ、解除されてすぐさま事業ができるかといっても、そういうところの区画整理なり、人が戻ってくるかみたいな部分もありますので、そういうのを見ながら、いつ事業再開できるかということをずっと待

っている事業者もおられるような状況になっています。

復旧事業に着手した後、先ほどの部分では、まだ交付申請もできないという人が1つ目のポツ、2つ目のポツが、交付申請を行って復旧事業に着手しているのですが、その後、復旧工事に必要な資材の不足や、公共工事が遅れたり、その後、福島県沖地震がございましたので、こういった理由に基づいて事業者の責に帰さない事由によって年度内に事業を完了できなかった、それで繰越しを行って再交付を行うための不用が発生しているということが大きな要因になっております。

我々、不用額の抑制策ということで、平成27年度までは、復興事業計画が認定された場合は補助対象となる施設等について認定後速やかに補助金交付申請をするという運用だったのですが、当然、事業者の責に帰さないような事由みたいなものがあることもございましたので、平成28年度以降、復興事業計画、グループ計画の認定を受けた後、速やかに補助金交付申請をしなくてもよいという運用に変えております。

②に書いているように、平成27年度までは複数の施設について一括申請ということだったので、一括申請しなくてもよいという運用に改めております。これによって、年度内に復旧できないことが明らかな施設については事業完了が見込まれる年度に交付申請することが可能ということで、ちょっと柔軟性が出てきている部分がございます。

我々としても、予算要求段階ではいろいろ自治体のニーズの声も聞きながら予算要求しているのですが、このような事業者の責に帰さない事由を予見することや、事業者の交付申請のタイミングを正確につかむことの不確実性というか、先ほど申し上げたような要因があるので、難しい部分はあるのですが、引き続き都道府県と連携して、特に必要額の精査というところはしっかりした上で予算要求という対応をさせていただければと思っております。

参考で入れましたのは、不用が起る部分はどういう感じになっているのかということです。これはプロセスで、交付申請、交付決定、補助事業があって、実績報告、額の確定、支払いという流れですが、左下に書いているように、当初予定していた年度で、もともとその年度でやりたかったのだけれども、交付申請が困難となったようなケース、これが不用が発生する1つ目のパターンになっております。もう一つが、交付決定を受けたのだけれども、事業者の責に帰さない事由によって年度内に事業が完了できなくなったということで繰越しをして、それでも完了できなかったものが再交付みたいな流れのパターンがあります。

そういう流れになっていまして、補足させていただいていますが、実際に補助事業で支払った経費を我々は現地調査で確認して、補助金額を確定して、未完了部分については不用に計上されます。金額を確定して補助金を支払うという流れになります。もし未完了部分があれば、再交付として新たに措置するというような流れになっております。

6 ページ目を開いていただけますでしょうか。事業者のフォローアップの部分です。事業者へのフォローアップについては、国や県、商工会等、グループ補助金に關与する主体

がそれぞれ以下のような取組を行っております。

まず、国は、グループ補助金の主な交付先事業者の雇用の動きや売上げの状況、現在の経営課題などを把握するため、フォローアップ調査を実施しております。こういうところで状況の確認をしています。もう一つは、グループ補助金を活用した事業者の自己負担の部分については、県の公益財団法人を通じまして、長期、無利子の貸付けを行ったりしております。この貸付けについて、我々は、個別の事業者の事情に応じたフォローの観点からも、各県の公益財団法人等に対しまして、償還が困難な事業者からの相談や償還猶予の申請があった場合には柔軟に対応するように周知しています。事業者の状況に合わせたようなフォローの視点を意識しながら対応しております。

実際にこの計画の部分では認定主体、実施主体でもある県のほうでもいろいろやっております。例えば宮城県さんでは、みやぎ産業振興機構において復興企業相談助言事業としまして、グループ補助金を活用した事業者に対して個別訪問や専門家による様々な経営課題への相談・助言を行っております。また、福島県さんでも、中小事業者経営継続支援事業や官民合同チームによる事業者支援みたいなものを通じて、グループ補助金を活用した事業者を含めた事業者の事業継続を支援しています。

もう一つ、商工団体は、まさに企業に寄り添いながら地域にありますけれども、例えば商工会の場合は、グループ補助金を使う場合もいろんなコーディネートに汗をかいていただいています。グループ補助金の活用支援等を行う商工会では、通常、経営課題を有する事業者への巡回をやっているのですが、そういうところで各種支援策の活用支援や経営相談をやっているというような形です。

こういう部分で国、県、商工会を通じながら事業者へのフォローアップをしていますし、しっかりとこれはやっていきたいと思っております。

続きまして、7ページ目に移っていただきまして、グループ補助金における復興事業計画（共同事業）の位置づけです。もともとグループ補助金は、大規模災害で毀損した地域経済を何とか元に戻す、地域の雇用を支えて事業再開を通じて働く場を継続して、それが地域の復興に役立っていくという観点での補助金なのですが、まずは、複数者でグループをつくって、何か復興に役立つ復興事業計画を策定してグループで取り組んでいただく。ちなみに、これをやるときには、共同事業なのですが、補助金の交付対象ではありませんので、これは補助金を交付しておりません。これはグループが自主的に取り組むものとなっています。地域の復興を促進する観点からも多様な事業者に参画いただいております。このグループに補助金を活用していない事業者も入っていますし、被災地域外の事業者も、このグループを応援したいという人たちも入っております。そういう事業で、地域に貢献することを目的とした事業や販路開拓事業、イベントやキャンペーンをやっております。そういうものやっております。このグループ事業が機能する上でも、各グループの構成員が施設等の復旧をやる必要があります。そういう観点から補助金を交付しております。

続きまして、8ページ目の補助金の適切な執行及び不正への対応ということです。グループ補助金の実態としては、まず、グループ補助金の執行については、他の補助金全般と同様に、補助金適正化法に基づいて、あと、当省の補助事業事務処理マニュアルに従いまして、補助金全般に対して規定するルールに基づいて執行しております。

不正を行った事業者に対しては、他の補助金と同様に、交付決定の取消しや補助金の返還に加えまして、刑事告訴やプレス発表等を行っております。

不正防止策については、不正事案防止策として、現地調査した上で補助金額の確定や支払いの手続を行っているのですが、平成29年度も公開プロセスがございまして、そこでの指摘を受けまして、我々、公募要領等への不正行為防止に関する注意事項の記載や、申請者向けの説明会で説明するみたいなことをしてまして、交付申請事業者に対して注意喚起を行っております。このようなこともありまして、グループ補助金において平成29年度以降は不正が行われたケースは現時点では確認されていないという状況になっております。

9ページ目です。事業者や関係団体からの要望を受けまして、というのも、やはり重要な部分もございまして、例えば平成27年度からは新分野事業というものを実施することにしています。これまでグループ補助金は復旧が原則だったのですが、従来の復旧では事業再開や売上げ回復が困難な場合もございまして、そういう場合に限って、原状回復に要する費用を上限としまして、新たな取組を実施するための施設等として復旧することを可能とするような措置を平成27年度から取っています。

いろんな要望がありまして、抜粋のところではA団体からの要望ですが、直近では、一部の団体や自治体等から予算の確保や復興の段階に即した柔軟な運用みたいな要望もございまして、引き続き、新分野事業の活用というのは復旧以外でも使える部分もございまして、こういう新分野事業の活用を通じて現場の企業に寄り添いながら支援をしっかりと取り組んでいければと思います。

今回、先生方から頂きました御指摘も踏まえながら、我々、また令和6年度の予算要求を運用も意識しながら行っていきたく思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

説明は以上です。

○森田審議官 ありがとうございます。

それでは、4時過ぎにかけまして質疑に移ります。御質問等のある委員はマイクをオンにして御発言をお願いいたします。坂本先生。

○坂本委員 説明どうもありがとうございます。

6ページの事業者のフォローアップについてと、8ページの補助金の適切な執行及び不正への対応、そういう点に関してです。

国のフォローアップ調査というのはアンケートのことを言っているのですね。アンケートで状況を把握したり、いろいろここに書いてあるような、事業者に寄り添った、特に補

助金の申請前の段階からフォローアップというか、そういうのをされているというのは大変意義があることで、引き続き取り組んでほしいと思うのですが、いろいろな議論と、それから平成29年の指摘で私も申し上げていたフォローアップというのはちょっと違って、企業支援の有効性の観点から本プロジェクトが有効な効果を発揮しているのかとか、不正防止を含めて、支出された補助金が適正に使われ運用されているのか、効果があって運用されているのか、そういう観点からのフォローアップがどうなのだろうというふうに何回も言っていたつもりなのです。そういう点でいえば、確かにアンケートである程度の状況は把握できるし、いろんな商工会の巡回とか相談である程度できるのですが、結局、県や商工会のいろいろな説明を受けても、基本的に全て補助金を申請して事業者を支援する側ですね。全て支援する側で、事業者のために一生懸命動いている。

例えば補助金の効果が本当にあるのかどうかとか出ているけれども、あまり効果がなかったのではないかと、あるいは全部使っていないのではないかと、そういう過去のいろんな事例が、要するにマイナス面の話がここでなかなか出てこないと思うのです。あるいは、出てきても、次にまた何回もほかの事業者に対しても、商工会とか県なんかはグループの組成まで関わっているという話を聞きましたが、一生懸命やっているもので、むしろそういう方たちは大いに応援していただくのだけれども、本プロジェクトが本当に有効に使われているか、効果はこれだけあるのかという検証はやはり第三者がやらないと分からないのではないかと思います。

いろんな説明の一番最初のところ、県の方たちが事後監査とか何かやるのは到底無理だというようなお話があったのだけれども、手前みそであれなのですが、私たち、会計士協会には地方自治体から補助金対象企業の財務内容監査という仕事があるのです。それで毎年やっています。やっている人の話なんかも聞くと、確かに小さい地方自治体といえども件数多くて、全部は見られないのだけれども、いろんなテストベースで1日か2日、会計士が行って、ほとんどよく分かるということで、例えば金額基準とかいろんなことを工夫しながらやっているのです。当該県が申請を受けてお金を出すのは、結局、国からのお金をスルーしているわけだから、県自体がやろうという発想になるかどうか分からないわけです。県自体は、私はよく分からないけれども、県の監査事務局とか、ああいうところは自分の補助金は多分やっているのではないかと思います。例えば会計士が1日か2日行くだけですけれども、補助金をもらった企業は、補助金をもらったなら、そういう事後監査を受けるものだという意識であるわけです。非常に健全だと思うのです。

震災復旧のグループ補助金を初めて見たとき、すごく違和感を感じたのですが、震災当初のときはこういう形ですごく貢献したと思います。スピードも必要だったし、ある程度荒っぽくても、とにかく出すことが大事で、事業が完了する前というよりも最初から出したほうが意味がありますね。そういう意味で貢献していたと思うのですが、ずっと長く、このところの件数も、令和2年、3年、4年と実際に全部少ないですね。30何件か、自分で数えただけですが、福島県に至っては3年ぐらいで5件ぐらいしかないですね。

そういうテストベースではなくたって、事後監査を例えば会計士が行ってやるというのはそんなに難しくないわけです。ここでも書いてあるように、最後の実績報告書で拠出額は決まりますね。一応現地調査とか書いてありますけれども、例えばもらっている4億、5億とか、大きいところは9億、10億ですね。現地調査でそれが適切に使われているか、こんなのは誰も分からないです。現地調査にならないです。やはり帳簿を見たり領収書を見たり何かしないと、そんなに時間をかけなくても見られますが、やはりそういうことをやっていかないと、この大事な復興資金が、復興予算が適切に運用され、効果があるとなかなか言えないのではないかと思います。フォローアップはやっていいのですが、そういう観点ではないフォローアップをぜひ検討してほしいと思います。

○経済産業省担当者 貴重な御指摘ありがとうございます。

フォローアップとか、今、不正みたいな話との関連もあったと思いますが、悩ましいのは、グループ補助金も一つの補助金であって、先ほどの繰り返しになりますけれども、補助金適正化法とか、そういうのに基づいているいろんな補助金がございますから、そのルールに基づいて我々もやってきています。そういう部分があって、例えばうちのグループ補助金ということであると、今まで1万1000社あって5件というところになっていまして、当然そういう不正があったというところは受け止めつつ、ただ、非常に多くの方が真摯に執行しておられるという事実もあります。そのときに悩ましいのは、ほかにもいろんな補助金はある中で、まさにこの補助金を活用していただいている事業者というのは、今回大規模な災害で被災した事業者、これからまさに立ち上がっていきこうというような事業者で、そういうときに、国の補助金、現在執行されているものとか、既に執行されたものとか、いろんなものがあるのですけれども、その中において、しかもグループ補助金というか、何で被災地向けの補助金だけとか、なぜこのグループ補助金だけそういう形でもう一段みたいなところがなかなか悩ましい難しい事情もあるのかなという部分があります。まずはそういう部分での、グループ補助金にさらにということが、私が今、申し上げたようなこととの関係で悩ましいというか、難しい部分があります。

ただ、いずれにせよ、今、一般ルールの中でしっかりさせていただいて、前回の公開プロセスで指摘を受けた後、我々もしっかり取り組んでいるつもりですけれども、その後、不正も出ていないということもございますので、そういう部分で御理解いただけるとありがたいと思っております。

フォローアップの部分でも、実際にフォローアップということで、当然、県も、先ほど出たように寄り添い型みたいな支援の視点であるのですけれども、県もこの補助金の執行主体であり、また、この事業を活用しているみたいなことは知りながら行く中において、そのときに県はいろんな政策の観点で行くわけでもありますので、それは単に支援だけということよりも、執行の部分がどうかというところの視点も持っている部分があると思うので、単に事業者への前向きな支援の観点だけを見ていくということでもなくて、そういう意味においては先生がおっしゃったようなフォローの意味合いというものも持ち得るのだ

というふうに思っております。

○森田審議官 土居先生。

○土居委員 御説明どうもありがとうございました。

現地調査にも行かせていただきまして、現地調査のために御準備いただいた方々には改めて感謝申し上げたいと思います。

確かに、現地に参ったときに、これまでこのグループ補助金によって助かった、大いに役立ったというようなお話も承ったのですが、今日の議論はこれまで役立ったということも当然踏まえるとはいえ、今、置かれている問題をどういうふうに解決するかというところのほうにむしろ力点があるのだろうと思っております。

特に、先ほど来議論もありますけれども、この事業で繰越しや不用が多い。しかも予算規模に占める不用の額の割合が大きく改善していないという問題があって、課長がおっしゃったように、そういう不用が生じないような取組もなさっておられるということではあるのだけれども、今日、説明で気になったのは「事業者の責に帰さない事由」という言葉が頻繁に出てきたということです。確かにそうなのですが、さはさりながら、この事業というのは、事業名にもございますように災害復旧事業である。つまり、いろいろ使い勝手のいい補助金というわけではなくて、あくまでも原状回復であるということがこの補助金の名前にも入っている災害復旧事業というところなので、あくまでも原状回復以上のことはこの補助金ではそもそもすることを予定していないということですね。だけど、原状回復すらそもそもまだできておられない事業者の方がおられるので、それをサポートするという意味では引き続き役割はあるのだろうけれども、ではそれを欲しておられる事業者の方々があとどれぐらい残っておられるのか、金額としてもどれぐらいの金額を望んでおられるのかということになると、これまでの傾向もそうではありますが、ここからまた2倍、3倍と増えるというような感じではなくて、どういう形で着地点を見いだすかということなのだろうと思っております。

2点ほど申し上げたいのは、まず1点目は、現地にもお伺いして、自治体の方々とか関係団体の方々からもお伺いしましたけれども、どれぐらいこのグループ補助金を望んでおられる方がいるかというところの潜在的なニーズの把握、やっておられるということではあるのだけれども、もう少し正直になったほうがいいというか、ひょっとしたらもう数件来るかもしれないみたいな、淡い期待みたいなものは、そこまで潜在的にこの補助金を欲している事業者の方がおられるのかということはおもう少し虚心坦懐に把握されたほうがいいのかなと思っております。

実際まだ交付決定までには至っていないけれども、相談に乗っている方がおられるということは、それはきちんと実態を把握するという意味では大事なことだと思います。ただ、それ以上にいるのかということはおもう少し正直になったほうがいいというか、出てくるといいなと思っておられるような節もなくはなくて、だからこそ、この補助金を残してほしいという話になってくるということなのだけれども、今、相談に乗っておられる方々

ラスアルファぐらい、この地域の補助金を受けたいという事業者の方は数的に大体これぐらいで終わりになるだろうと見通せるならば、県といっても広いので、いろんな地域、いろんな市町村があるわけですが、その地域においてはこの補助金を使って何とかしたいという事業者の方はこのぐらいの数で打ち止めなのかというのはもう少し把握しておかれるほうが、不必要に繰越しとか不用とかいうのが立たずに済むということかと思えます。

それから、現地調査ではそこまでは分からなかったわけですが、「事業者の責に帰さない事由」というものが、私の認識では、これは東日本大震災そのもので責に帰さないもので、依然としてまだ帰還困難区域になったままだとか、そういうようなことだからということかというのは分かる。けども、その後も地震もあるし、台風もある。台風は毎年のように来ますから、そうすると全部「責に帰さない事由」になってしまうという話になると、震災復興ということにもととのこの事業の意義があるわけだけれども、いつまでたってもこの補助金を使える権利が生じ続けるみたいな感じになると、目的からだんだん乖離していく。ほかの自然災害にまつわる災害復旧は、それはそれとして別の補助金とかあったりするわけです。これはあくまでも東日本大震災に起因するものということがありますから、もちろん、台風が来るから、やりたかったけれどもできなかったのが不用になったとかというのは分かりますけれども、そもそも申請する段階で、いろんな理由が震災後もどんどん出てきているわけだから、ないしは課長もおっしゃったようにほかの補助金もあるわけだから、もう少し位置づけを整理して、やはり引き続き震災が原因となって災害復旧事業をしなければいけない部分はどこにまだ残っているのかというところをもっと正直に、虚心坦懐に実態を把握すべきではないかと思うところです。

それから、もう一点は、資料の9ページに書いてあって、確かに平成27年から新分野というのはいいと思いますが、あくまでも原状回復に要する経費が上限であるということではあるので、柔軟な運用というのでも分かるのだけれども、あくまでも原状回復目的の補助金であるということやはり事業者の方にも周知徹底していただかないと、何でも使っていくという補助金ではない、ほかにもっと自分が成し遂げたいことをやりたい補助金というのは別の補助金を用意されていたりすることだから、何もこのグループ補助金にこだわらなくてもいいのではないかというところは、もう少し役割分担をきちんとするというようなところも徹底していただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 的確な御指摘ありがとうございます。

我々、予算要求するに際しては、県庁も現場でいろんな事前の相談とかを受けていますので、彼らもそういう情報を把握しながら、我々もまたそれを積み上げるような形でさせていただいていますが、ただ、先生がおっしゃったように、もう少し精査の余地はないかみたいな部分はあると思います。現場に寄り添う観点では、そこをより把握できなくて、潜在的な部分も含めということはおっしゃるとおりの部分がありますので、県庁ともまた話しながら対応させていただければと思います。

もう一つ、新分野の部分についても、先生のおっしゃるとおり、基本は復旧でありつつ、ただ、これも新分野が導入されたときは、かなり前の設備であって、これを復旧とって、そのままとって、今、その型がなかったりとか、そのままだと明らかに値段が上がったりみたいなもので、最新型のほうがみたいな話とかもあって、予算との関係では上限を超えないようにということは守りながらというような部分もございました。我々も新分野をやる時にはちゃんと要件を設けながらやっていますので、そこは要件等に基づきながら、しっかり対応していければと思います。ありがとうございます。

○森田審議官 引き続き、続けてまいります。10分程度後にコメントの回収に入りたいと思いますので、コメント記入の開始をお願いいたします。

それでは、石堂先生、お願いいたします。

○石堂委員 私も現地説明でちょっと分かりづらいと思ったものをもう一回確認の意味ですけれども、3ページに交付の流れがございますね。7ページに共同事業の位置づけというページがあります。7ページは「グループ補助金における復興事業計画(共同事業)の位置づけ」とありますね。3ページの交付の流れの上のほうの中小企業等グループのところの①の「復興事業計画の認定申請」、この復興事業計画と7ページの復興事業計画は全く同じものと考えていいですか。

○経済産業省担当者 そういう理解で結構です。

○石堂委員 そうすると、7ページの共同事業のほうには2番目の丸で「各グループが補助金の交付を受けずに自主的に取り組むものであり」というところで、3ページでたまたま事業計画のところにも構成員がA、B、C、補助金のほうもA、B、Cなのですけれども、本当は上のほうはA、B、Cのほかにも、D、E、F、いろいろ入っていて、そのうち補助金をもらう人間が下のほうでやっている、そういうことなのですね。

○経済産業省担当者 そういうことです。

○石堂委員 そうすると非常によく分かったという気持ちになりました。

○経済産業省担当者 すみません。

○石堂委員 そうした場合にも、私、このグループ補助という言葉に最初から引っかかっているのですが、この共同事業もそうですけれども、やはり何だかんだいってもグループを組んでやっているものは、そのグループが立てた計画、復興事業計画が、ある意味では一体性、体系性、そういったものがあると評価されるから、グループで頑張れというものだと思うのです。そのうち補助金をもらって頑張るのもその一部ですから、やはり何かの体系性を持っている。そうすると不用額が大きいところがすごく引っかかってきて、ある一定の一体性を持つものであったはずの一部が1年たっても2年たっても3年たってもできなくて不用だと、再申請だとかいう話になると、何かいびつだなという感じがします。グループでもって一体性のあったものが1つだけ脱落・不用になって、お話によると、もう一回再申請だと、再申請を1社だけやる時はもうグループでも何でもいような気がするのだけれども、これは最初に認定を受け、またグループの補助金を交付してもらった

ときの昔の名前で出ているような話で、これはやはりグループ補助金だということで走っていける仕組みになっているのですか。

○経済産業省担当者 そうですね。

○石堂委員 こだわりますけれども、本来は、いろんな資料で補助金は単年度ですとすごく強調してあるのですね。強調してある中で、一方では3年も4年もたってから遅れてきても、あれとあれのグループだったということが生きていること自体がまさしくいびつではないかと思いますが、その辺はあまり問題視されないのですか。

○経済産業省担当者 貴重な御指摘ありがとうございます。

先生のおっしゃったとおりですが、グループ補助金のときに、このグループ事業は、先生のおっしゃったとおり3ページ目は少し分かりにくかったかなと思うのは、認定もするのですけれども、要するに、今おっしゃった、私も初めの説明で言わせていただいたとおり、実際に施設を復旧しない人たちもここに入っています。なぜなら地域全体の復興に向けて、例えば、ある地域で宅配事業をやったり、みんなで組みながらやるので、そこはそれに賛同した人たちも含め、被災地外からも加わってやります。もう一つは、認定プロセスも取っているのですけれども、ここにお金が入っているかということかというと、補助金は入っていないという形になっています。

これの意味は、さっき私が初めの説明で言ったように、もともとは個社が災害に遭ったときでも支援するというスキームはなかったのですけれども、このグループ補助金の肝は地域の活性化、復興に向けてグループを組んでもらって、そこで地域を復興していくことを目指すために、その中で個社も当然機能してもらうために復旧しないと駄目でしょうという形で個社への支援をやっている。そういう観点でいったときに、地域のグループ、そこが緩やかであれば、例えば宅配事業をみんなでやりましたと、そのときは被災地が震災間際なので、商業施設もないし、高齢者もなかなか買いに行けないということで、ではそういう機能というのは必要だからみんなで組んでやりましょうと、この効果というのは、単に点で復旧するというだけだと、需要が立ち上がらないと駄目なので、まさにグループ事業をやることで地域の面的な活性化が担保できるということでもあるので、そういう立てつけではあります。

そのときに、1つのところが復旧が整っていないからそのグループ事業が機能しないかという、いろんなところが緩やかに連携しながら取り組んでいる取組でもあるので、まずはそこが一つやらないからといって地域活性化につながらないというよりも、まずいろんな人が結集してやっている取組ではあります。

もう一つは、繰り返しになるのですけれども、その人たちがグループ認定を受けてすぐできないことが問題ではないかといったときに、彼らも避難指示解除が進んでいないとか、土地区画整理が進んでいないみたいな事情があるので、そこは我々も理解を示しつつも、いろんな人が結集しながらやっていくグループ事業の意義があるので、そこはまた意味がありますよねという感じかと思っています。

○石堂委員 意義がないと私も言っているわけではないので、ただ、そのときに、最後、ちょっと気になるのは、復興事業計画を県が認定したという、この認定という言葉の意味が非常に曖昧な気がするのです。県としては、ある1つの計画を認定して、それが3年、4年、5年たって、認定した事業が完了したというようなことについてのフォローというのはしないのですか。

○経済産業省担当者 実際のところは、当然フォローも一部やっている部分はあるのですが、けれども、このときに認定した事業も、実態でいうと、被災地の状況に応じて、また発災当初、共同事業でやっていた部分が時間とともに、例えば先ほど言った宅配事業でいえば、いろんなショッピングのスーパーができたりということで、同じようなものは必要ないような状況になってきている部分もあるので、それは期限とかを適宜グループに任せながらという柔軟な運用でしております。被災、災害後の状況に合わせて柔軟に共同事業をどうやっていくかというところは、そういうところに任せていく。ただ、初めは認定はしっかりやりながら、県とかも一部フォローしながらやっていただいているという感じだと思います。

○石堂委員 分かりました。ただ、やはり何となく県の仕事として見れば、最初こうだったけれども、一部は変更になった。変更になった後は何年度までには全て完了したというようなものは必要ではないかという気がいたします。

もう一点、これもあまり耳にいい質問ではないのですが、3ページでいくと、補助金のところでもう一回構成員がそれぞれ申請して、⑤、⑥と来て、⑦で補助金交付決定というのがあって、実際はこの先に、さらに⑧で個別の交付決定があるのだらうと思います。

○経済産業省担当者 おっしゃるとおりです。

○石堂委員 ネットで見た資料で、県で出している資料なのだったのですが、年度が変わってから手続きがだんだん進んでいきますと。私が⑧と言った最後の個別の交付決定は、何と8月の末になると書いてあるのです。片一方では、単年度補助金だから年度内で使い切りとも書いてあります。1年12か月あるうちで5か月手続きに費やして、使っていないですよというときにはもう7か月しかない。そもそも繰越しがあってはならないという認識が全くない進め方のような気がするのです。そここのところは、今までこれはまずいとか問題だとか議論されたことはないのですか。

○経済産業省 おっしゃるとおり、確かに8月だと厳しいのではないかというお話もあるかと思います。ただ一方で、予算の成立を待って公募を始めるということもありますので、全てが4月から事業者に交付決定できるかというところはやはり難しいところもあります。そこは県とも話をしながら、なるべく早められないかというのは検討していく必要があるのかなと思います。

○石堂委員 4月1日に全部出す、それは無理だと思うのです。ないと思います。ただ、4月なり、あるいは連休の頃とか、要するに、年度が替わったら補助金を申請して補助金

が出てくるのでなければ、県の側が単年度補助金なのだから年度内に使い切るのですなど言う資格はないと思います。そこのところの整理がすごく矛盾しているような気がするものですから、今のお話を聞いていても、そう格段に早くなりそうな感じも実際ないですね。ということは、この図にあるように、まず復興事業計画の県の認定があって、そこから走り出すというような感じになっているとすれば、どうしたって後ろのほうに行ってしまう。そうすると相変わらず1年は7か月しかないという中でやっていくしかない。片一方では、繰越しはけしからんではないか、不用に至っては何だと言われるのは、すごく調子が悪い感じがするものですから、そこの根本のところは直せないという考えなのですか。

○経済産業省担当者 貴重な御指摘だと思うのですが、やはり現場の状況等からしたときにそこが悩ましい論点かもしれないですが、そういうお話があったということは我々も県庁とかも含めてお話しさせていただければと思っています。すみません。

○石堂委員 分かりました。

それから、これも事業の成果をどう判断するかというときに、補助金を受けた事業主が以前の状態に戻るパーセンテージは80%以上と置いて、それに達したかどうかというのが使われているようですけれども、補助金をもらったから80%回復できたということばかりでもないし、もう一つ考えられるのは、補助金をもらわなかった業者はどのくらい震災前の状況に復帰できているかというパーセンテージと比較するのもあまり成果を示すものにもならないかなと思うし、非常に難しいと思うのです。いずれにしても、今、使っているこの指標をもってこの補助金の成果があったかどうかを断定するのはちょっと難しいと思うので、非常に苦しくても何か考えて、この補助金があったらこそこういう変化が生じたに違いないということを計測できるものを考え出させていただくしかないのではないかと思います。

○経済産業省担当者 貴重な御指摘ありがとうございます。

我々も悩む部分があって、目標設定みたいところで、先ほど言った部分でグループ補助金は、一つの会社の復旧だけではなくて、複数社でグループを組んで面的に地域振興をやっていくというのが事業の目的になっている部分もあって、先ほど先生がおっしゃったような、すごく遠く思えるような目標設定になっているのですが、ただ、そこも実態の部分でどうやるかということもございますので、例えば目標設定でもうちょっと今回の事業と近い部分でいうと、事業の再開状況とか、何かそういうよい目標があるのか否かというところは今回の御指摘も頂きながら我々も検討させていただければと思っております。

○森田審議官 そろそろコメントの回収をさせていただきます。

それでは、続きまして、よろしく申し上げます。

○坂本委員 今の関係で私も非常に疑問を持っています。売上げが8割ぐらいですね。グループ補助金によっていろんな共同施設とか設備投資なんか投入して、コストが削減されたけれども、売上げが回復しないというケースもあると思います。何か効果があるというのは、コストが削減されて、それによって人が減りましたとか、合理化が進みましたと

いうのも立派な効果です。アンケートなんかは売上げと利益ぐらいしか書いていなくて、人が戻っていないとか、非常に表面的でしかないわけです。

あと、もう一つ、グループの曖昧さが逆にすごく使い勝手をよくして、復旧に多大な貢献をしたと思うし、そういうことをいろいろ書いている人もいますね。全くそのとおりだと思います。アウトカムをアンケートの結果とかではなくて、実際の効果、コスト削減なのか、あるいは雇用が拡大したのか、あるいは事業を変えるような判断にいったのかとか、元の状態に戻ればいいのかというのではないと思います。予算の上限も、新分野になっても元の施設の復旧の予算までと書いてあるけれども、元の施設にない共同施設をつくることもあるわけでしょう。

あと、私の経験では、元と同じ製造設備をグループ補助金を使わないで自力で復旧させたら、そのときには市場が変わっていて過大設備になっているのです。そういうこともありますね。それでも無駄だったかというところ、そうは言い切れない。生産を戻そうとしてグループ補助金を申請してもらったのだから、使ったのだからと、そういういろんなケースがあって、一概になかなか言えないと思うのです。一つの事業が再生できたとか、あるいは売上げが戻ったとか、いろんな指標で表現されてこのグループ補助金の効果があるのだというふうにおっしゃったほうがいいのではないかと思います。

○経済産業省担当者 貴重な御指摘ありがとうございます。

我々もアンケート調査を長く続けてきているのですけれども、最近の悩みは、実際、復旧した後、事業者に聞いて、発災後長年たっているからというところの不満の声もあるのですが、それ以外に、効果を聞いたところ、何の影響が大きいかというところ、コロナの影響とか、そういう部分で売上げに影響しているところがあるので、目標はどういう形がいいかなと思っていましたところ。まさにこの場でもいろんな御指摘を頂いて、もう少し施策効果がリンケージがあるような、事業の再開状況とか、何かそういう部分も含め検討する必要があると思っていました部分もございますので、今回、貴重な御指摘を頂いたと思っております。

○森田審議官 阿部先生、お願いします。

○阿部委員 先ほど石堂先生から御意見の出た部分で、この事業の目的として7ページに記載していただいたように、先ほど面的取組とおっしゃった、まさに共同事業を目指す事業であると位置付けられます。資料の3ページを見ましても、共同事業の認定手続から始まるわけですが、このページの下段をみると、結局、個別の事業者に対する補助金申請になってしまっていて、フォローアップも、共同事業は自主的なものだから、それはさておきとなってしまっている点に違和感が残ります。現地でのヒアリングでも今の補助金の在り方は、利用者にとって利便性が高く、大変好評でありましたが、せめて申請の段階でこれは共同事業を目的とした事業であるということを申請者の方に強く認識していただくことが重要と考えます。そして、グループの構成員の人たちが共同事業をやろうという辺りを強く意識して申請していただくようなプロセスに修正することで、本事業において共同事

業が本来の目的の補助金ということを強く認識していただくこと、つまり申請者に対して共同事業であることのマインドセットをきちっとしていただきたい。

また、フォローアップも、共同事業がどうなっているかというところはやはりフォローしていただいて、確かに申請段階でこういった共同事業ですと、だけど、どうもそれがうまくいかないということであれば、では共同事業として継続してゆくためにはこういうやり方もありますよねといったアドバイスが必要で、つまり共同事業の状況に応じたアップデートというか、修正を図りながら、そういった方向に引っ張っていくという意味での指導も重要ではないかと思っておりますので、そういう取組に尽力していただきたいと思っております。

○経済産業省担当者 大変貴重な御指摘ありがとうございます。

我々も、県庁も含め、有意義な御指摘を頂きましたので、それもお伝えしながら検討させていただきます。

○森田審議官 もう少しお時間がございますので、御意見があればお願いいたします。

○坂本委員 ずっといろんな説明を聞いていて、今さら質問するのも恥ずかしいのですが、事業者から実績報告とか完了報告で最終的な額が確定して、最初の申請段階から2年ぐらいたっているようなケースも結構ありますね。それで額が確定して払っているということで、それ自体もうちょっと検証しなければいけないと思っているのですが、完了するまでに、例えば結構な施設の金額ですね。それは企業自体に多大な負担を強いますね。自己資金でできるわけがないから、こういう補助金を申請している。実際のところ、本当にそうなのですか。かなり中間段階とか前の段階でお金を出して、仮執行みたいにして、でない現実的ではないように思うのですけれど。

○経済産業省担当者 基本は補助金の額を確定してから払うという形になるので、別の支援措置でも、例えば自己資金の部分を長期・無利子で貸したり、あとはその部分を金融機関から借りているような部分もありますけれども。

○経済産業省 おっしゃるとおり、自己負担額を含めた補助事業に要する経費というのは、基本的には金融機関からつなぎ資金として補助金額が実際に支払われるまで借りているというケースが多いかと思っております。我々としても概算払いという形で事業の途中で支払うことも一部あったりするのですが、その場合も基本的には一部完了したところについて領収書とか実際に企業が支払った経費を確認して支払っています。額の確定の際も、そういう事業全体で支払った経費を確認して、最終的に精算払いということで補助金をお支払いしている、そういうことになります。

○坂本委員 それは金融機関をあっせんして無利子貸付けをしているという意味ですか。

○経済産業省担当者 我々の場合は、県の財団法人経由で自己負担部分に関して長期・無利子でという形でやってはいます。残りの部分は普通の金融機関からお借りしたりとか、もしくは自己資金がある方はその部分は充当したりという形で、ただ、我々も寄り添える範囲で、特に自己負担部分を。

○坂本委員 現地ヒアリングで、あまりその不満は出なかったですね。お金が出るのが遅

いというような不満は出なかった。事前の申請の書類が煩雑だという不満がいっぱい出ていたけれども、そういうことなのですか。

○経済産業省担当者　そうですね。

○坂本委員　では、ほとんど借りる形で、最後に補助金で返す。分かりました。

○森田審議官　今、取りまとめ案が参りますので、しばらくお待ちください。もし御発言がございましたら、お願いします。

それでは、今、お手元に取りまとめ案を配付しております。こちらの準備ができましたので、阿部委員から御発表をお願いいたします。

○阿部委員　それでは、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に関する取りまとめコメント案を発表いたします。4点ございます。

1点目、前回、平成29年度の公開レビュー以降、事業量減少に伴い、繰越し、不用の金額は減少しているものの、その割合には大きな改善が見られない。申請件数が落ち着いてきている中、事前相談等の段階で事業ニーズの規模、タイミング等を丁寧に把握することなどにより、各年度の事業の所要額の見積り精度を高め、適正な予算規模とすべき。

2点目、フォローアップとして行われているアンケート調査は、回収率が半数程度にとどまる等、十分とは言い難い面がある。フォローアップについて、不正防止や補助金使用の適正性確保、業績や事業継続状態の把握、補助金活用後の課題への対応の徹底につながるよう、アンケート調査の内容、手法、集計・公表方法の改善に加え、第三者による実績報告書の監査、検証などのその他の手法の検討等に努めるべき。

3点目、事業の公益性、外部経済性担保の点から、取り組まれるグループの共同事業について、補助事業実施後の共同事業の実態、進捗状況の把握に努め、補助事業そのものの適正性の向上につなげるべき。

4点目、成果目標について、本事業のアクティビティーやアウトプットとのつながりが分かりにくい点、これを見直し、本事業の実施により目指す変化を的確に捉えるアウトカムを設定し、短期的、中期的に効果検証が可能となるよう検討すべき。

以上が取りまとめコメント案でございます。

先生方のほうから特に御意見等ございますでしょうか。

それでは、御意見等ございませんでしたので、以上、先ほどの取りまとめコメント案を本事業に対する結論としたいと思います。経済産業省におかれましては、本件を踏まえ、所要の改善をお願いいたします。

○経済産業省担当者　本日は貴重な御指摘ありがとうございます。

成果目標の部分は我々も悩んでいる部分があったので、貴重な御指摘を頂けたと思っております。

あと、アンケート調査もどういう形でということをお我々もちょうど悩んでいた部分もあって、事業者からも負担だという声もあつたりしたのですが、いずれにしても、どういう形がいいかということ、今回の御指摘を踏まえ、しっかりと検討させていただけれ

ばと思います。

大変貴重な御指摘、本当にありがとうございました。今後ともまた御指導をよろしくお願いたします。

○森田審議官 委員の先生方におかれましては、コメントの取りまとめ、ありがとうございました。

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の議論はここまでとさせていただきます。

ただいまの事業をもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたりまして活発な御議論を頂き、また、貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。頂きました御意見等は今後の施策立案等にも生かしてまいりたいと考えます。

本日、取りまとめいただきましたコメントにつきましては、週明けに復興庁の担当のホームページの場所に掲載させていただく予定です。

取りまとめコメント案に対する意見等について、最終的な句読点の確認等、そういった部分につきましては、取りまとめ役の阿部先生及び復興庁事務局に御一任させていただければと存じます。

これをもちまして「令和5年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を閉会といたします。ありがとうございました。